刊行にあたって

1. 本年4月28日、放送倫理検証委員会(以下「委員会」という)は、「NH K教育テレビ『ETV2001シリーズ戦争をどう裁くか』第2回『問われる戦時性暴力』に関する意見」を公表した。この意見に対し、6月4日、日本放送協会(以下「NHK」という)から「放送倫理検証委員会の意見についての見解」(以下「NHKの見解」という)が委員会に寄せられた。委員会は、政治との関係における放送のあり方、とりわけその自主・自律をいかに確保するのかという問題は、これからの放送界にとってきわめて重要な意味を持つと認識している。またその自主・自律を達成し保持していくうえで、放送局の内部体制のあり方も、これからの議論の焦点の一つになるに違いない。

このブックレットは、委員会の意見及び添付資料(「NHKへの質問と回答」及び「業務命令と制作者の自由をめぐる論点の整理」)と、NHKの見解を同一の冊子にまとめて収録することにより、これらの論点についての便利な参考資料となることを期待して刊行することとした。放送番組の制作にあたっている方々などがさまざまな機会に議論をする際に、是非このブックレットを活用していただきたい。

- 2. この機会に、委員会の意見に対するNHKの見解について一言述べておきたい。
- (1) NHKの見解は、まず、番組の放送前に放送総局長が政治家に面談し、 国会担当局長が試写や編集作業に立ち会ったことなどについて、委員会が、自 主・自律を危うくし、視聴者に重大な疑念を抱かせる行為であったなどと指摘 したことについては真摯に受け止めると表明し、さらに、番組制作部門の担当 者が放送前に個別の番組内容を国会議員等に直接説明することは行っていない し、これからも行うことはないことを明らかにしている。これは、2001年 当時のNHKの"説明を当然として怪しまない姿勢"とは大きく異なった決意 が表明されたということである。

委員会としては、NHKがこのような姿勢を明確にしたことを高く評価するとともに、NHKの自主・自律の堅持にむけた決意に対し、心からの敬意を表明したい。

また、本年1月に委員会がNHKに対して行った「今後も、放送・制作部門

の職員が国会議員等に事前に番組内容に関わる説明をしたり、国会議員等に説明をした国会対策部門の職員が、制作現場に対して番組の修正や削除の具体的指示をすることはありうるのでしょうか」という質問に対しては、3月にNHKから「国会議員の説明については、国会担当の担当者が行うのが基本ですが、その他の部門の者が説明した方が合理的であると考えられる場合には、一切認められないというものではないと考えています。この番組については、放送総局長は(中略)予算説明の際に同行して必要と思われる範囲で説明をしたもので、問題があったとは考えていません」との回答(「NHKへの質問と回答」の回答3)が寄せられているが、NHKの見解では、委員会の意見書を踏まえて、NHKが自主・自律の姿勢をより一層明確化していることが伺える。

また、NHKは、NHKの見解で「委員会意見で指摘された国会対応の窓口と放送・制作現場との組織的な分離については、すでに実現されています」と明示的かつ確定的に述べている。従って、いかなる経緯によるにせよ、国会対応の担当者が番組制作の現場に足を踏み入れて番組内容について指示をすることや、番組の放送後、政治家からその内容について説明を求められた場合であっても、番組制作局長が対応することなどは、現在は一切あり得なくなっていると理解できる。委員会としては、NHKが自主・自律の堅持のための組織的保障を実現したことを高く評価したい。

(2) 一方、NHKは、NHKの見解の第3項で、「意見に対する疑問点について」と題して、委員会が番組編集の経緯について「安全を優先」し「機械的な公平・公正・中立性に目を奪われ」「放送人の倫理として、当然目指すべき質の追求という番組制作の大前提をないがしろにするものであった」などと指摘しているとして、「制作者は、番組がより多くの人の理解を得られるよう悩みながら、公平・公正を追求するものです。そうした努力を単純に『機械的な公平・公正・中立性に目を奪われ』などと判断することは、制作現場の実感、実態と大きな差があるように感じます」との疑問を呈している。

しかしながら委員会は、NHKの認める次のような具体的事実関係をふまえてこの指摘をしているのである。すなわち、放送前日の午後、国会担当局長と放送総局長が与党有力政治家である内閣官房副長官と面談した後の番組試写後に、国会担当局長が5カ所の修正や削除を行うことをチーフプロデューサーに伝えたが、その際そのような改編を行えば放送枠に満たなくなると指摘されたことについて、国会担当局長が「足りなければ(女性法廷に批判的な)教授のインタビューを追加しておけば良いのではないか」と指示した(意見書15頁、16頁)。さらに、放送の数時間前にNHK会長と話した番組制作局長が放送総

局長と台本を読み合わせて、元日本兵が女性法廷で証言しているシーンと元従 軍慰安婦の中国人女性が証言中に泣き出し、失神するシーン等の3カ所につい て「削除した方が安全なのではないか」などと考え直して削除を指示したため に、44分間の放送枠で制作された番組が40分に短縮されて放送された(同 16頁)。

このような具体的経過があるので、委員会は、「ここにはシリーズ全体の趣旨や2回目の番組テーマを考え、熟慮し、何より番組の完成度と説得性を目指そうとした形跡がない。機械的な公平・公正・中立性に目を奪われ、そもそもこのシリーズとこの番組が何を表現しようとしたかについて、ほとんど考慮されていない」(同19頁)し、このような「番組全体に影響のある改編」「乱暴で性急な改編」は、「放送局として、また放送人の倫理として、当然目指すべき質の追求という番組制作の大前提をないがしろにするものであった」(同22頁)と指摘せざるを得なかったのである。

(3) NHKは、さらにこの指摘に関連して、「番組の質」について「完成度にまで踏み込んで評価していることにも疑問が残ります」、「番組の完成度が高いか低いかという『質』は、本来、放送倫理とは別に考えるべき問題です」「『番組の完成度』と放送倫理とを関連付けて議論を進めることには慎重であるべきだと考えます」との見解を述べている。

まず委員会としては、委員会運営規則第4条に「委員会は、放送倫理を高め、 放送番組の質を向上させるため、放送番組の取材・制作のあり方や番組内容な どに関する問題について審議する」と規定されていることを指摘しないわけに はいかない。放送倫理とともに放送番組の質について審議することは、委員会 の本来の任務なのである。また番組の質の追求が放送人の究極の倫理であり、 その誇りの源泉でもあることを疑う人はいないだろう。

もっとも、NHKがNHKの見解で指摘するように、「番組の質」とりわけ「番組の完成度」への評価は、見る人の価値観によって異なってこざるを得ない面があり、そこへの言及には慎重さが要求されることは確かである。委員会としても、この点については討議を重ね、番組の改編の内容の当否を評価することは一切しないで、もっぱらその改編の過程が質の向上を目指すものであったと言えるのかどうかだけを問題にしたのである。そして、シリーズの4本の番組を比較しながら視聴して、44分の放送枠のシリーズなのに第2回だけが40分の番組になっており、それは前述のとおり、放送の数時間前になって放送総局長と番組制作局長が「削除した方が安全なのではないか」などと考え直して3カ所について削除を指示したためであること、他の3本に比べると、第2回

だけが、メインテーマの戦時性暴力についての証言部分が断片的な紹介にとどまるのに、ほぼ同じ時間が証言の場となった女性法廷の欠陥や無意味さについてのコメントに費やされているなど、編集上の不自然さが目立つこと(同17頁)、これは幹部管理職の指示によって5カ所の修正や削除がおこなわれ、余った時間を女性法廷の批判者のインタビューの追加で埋めたためであること(同16頁)、などの具体的事実を踏まえて、これらの改編は質の追及をないがしろにするものであったと指摘したのである。

3. NHKは、東京高等裁判所に提出した書面を注記なしでそのままホームページに掲載したことについて、委員会が「閉じた態度」と指摘したことには、「承服しかねる」との見解も述べている。

しかし委員会が「閉じた態度」と指摘したのは、不親切な文書掲載だけを理由としたのではない。最高裁判決の際にNHKが出したコメントの不十分さにも共通する、もうこの問題には触れたくないという態度について「閉じた態度」と述べたのである。NHKがその指摘は承服できないというのであれば、まずこの問題について検証番組を制作するなどの手段で視聴者に丁寧な説明をすることによって、開かれた態度を実証していただきたいと思う。少なくとも、このシリーズ全体をビデオオンデマンドのライブラリーに掲載するなどして是非広く公開していただきたい。そもそも問題とされた番組を誰も見ることが出来ないという状況は、「閉じた態度」と評されても仕方がないのではなかろうか。

NHKがホームページで公開している経営委員会の第1094回(平成21年5月12日)議事録(http://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/g1094.html)および第1095回(同年5月26日)議事録(http://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/g1095.html)からも、経営委員会では、視聴者への説明の必要性や検証番組の制作についての意見が出されるなど、きわめて興味深く、また多様な議論がなされていることが伺える。このような議論を広く公開された場で展開することによりさらに深化させること、そのためにも番組の公開を含めNHKが保有している資料を可能な限り公開することこそ、NHKの自主・自律の堅持のために今もっとも望まれていると、委員会は考える。

放送倫理検証委員会 委員長 川端和治